平成２３年（フ）第７２０号
兵庫県相生市緑ケ丘２丁目２番27号、従前の住所兵庫県相生市千尋町19番12号
債務者　山口　　満
1　決定年月日時　平成24年１月20日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
神戸地方裁判所姫路支部

平成２３年（フ）第４３３号
香川県高松市郷東町45番地１　エスポワール翔201号室
債務者　入谷多延子
1　決定年月日時　平成24年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２４年（フ）第５号
香川県高松市鬼無町藤井581番地１　クレール勝賀108号室
債務者　岡田　　明
1　決定年月日時　平成24年１月23日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２３年（フ）第２９９号
福岡市南区大池１丁目１番１―403号
債務者　中村　幸子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１４１９号
福岡市南区塩原１丁目24番６―102号
債務者　小野今朝年
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第１８３０号
福岡市東区西戸崎１丁目９番15号
債務者　木戸　京子（旧姓久保）
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２２３８号
福岡県大野城市中央２丁目３番32号レジデンス宮原Ⅱ205号
債務者　メラ加奈子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２３３７号
福岡県春日市千歳町２丁目146番地
債務者　西依　小紋
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５４３号
福岡県大野城市若草３丁目18番18号リバーサイドＶ１号
債務者　福田　弘子
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２５６２号
福岡市早良区室見１丁目９番１―303号
債務者　相崎　正和
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６４２号
福岡市西区姪の浜６丁目８番29号
債務者　吉田しをり
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６４３号
福岡県糟屋郡須恵町大字上須恵1155番地第２キヨヒロビル201号
債務者　大嶺　真実
1　決定年月日時　平成24年１月18日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６６２号
福岡県糸島市二丈武327番地９
債務者　元木　明代
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６７５号
福岡市南区市崎１丁目11番５号
債務者　木下　賢司
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２６８２号
福岡市南区長住３丁目40番304号
債務者　大林　恵子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７０６号
福岡県糸島市潤３丁目２番17号
債務者　本下　笑子
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７１２号
福岡県春日市昇町５丁目139番地リビエール春日203号
債務者　田崎　一平
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部

平成２３年（フ）第２７５５号
福岡市東区原田１丁目３番29号
債務者　円城寺敏則
1　決定年月日時　平成24年１月19日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成24年３月19日まで
福岡地方裁判所第４民事部